

役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第13条及び第28条に基づき、一般財団法人大阪府みどり公社（以下「公社」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることとする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は次の各号に定めるところによる

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、常勤を要する勤務形態の役員をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員のうち常勤役員以外の役員等
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつてその名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費交通費の経費をいう。
- (6) 報酬と費用を併せ報酬等という。

(報酬及び通勤手当の支給)

第3条 公社は、役員等に職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、次の表に定める額を上限とする。

役 職	月 額
理 事 長	788,000円

3 非常勤役員等には、次の表に定める額を上限とする。

役 職	日 額
評 議 員	10,600円
理 事	10,600円
監 事	21,200円

(報酬の決定方法)

第4条 報酬は、前条に定める限度内で評議員会の決議において決定する。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、報酬のほか通勤手当を支給することができる。通勤手当の額は、職員の例による。

(旅費交通費)

第6条 非常勤役員等には、旅費交通費を支給することができる。

(計算期間並びに支給日)

第7条 常勤役員への月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日迄とする。

2 常勤役員への月額報酬の支給日は毎月17日とする。

3 非常勤役員等の報酬は、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給する。ただし、前項の支給日に併せることができる。

(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第8条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬及び通勤手当は日割計算を行い支給する。

2 前項により算出された金額に端数があるときは、これを切り捨てる。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬等は、通貨により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、または本人からの申し出により所得税、住民税、社会保険料並びに立替金等を控除する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成11年3月31日において在職する役員で同年4月1日以降も引き続き在職する者の同年3月31日までの在職期間に係る退職手当については、同日における報酬月額に当該在職期間の年数を乗じて得た額の範囲内において、支給することができるものとする。

附 則

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人の設立の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 5 日から施行する。